

<h1>静岡市報</h1>	No. 74
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6
- 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市林業センター条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

規 則

- 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則
の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 32

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和7年静岡市条例第50号）

静岡市アリーナ基本計画では、PFIによる事業運営を採用しており、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定するために必要な公共施設等運営権に係る実施方針を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第51号）

育児と仕事の両立の推進に向けて、特別休暇や休憩時間の短縮等の両立支援制度の情報提供及び意向確認について規定するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第52号）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、新たに設けられた部分休業について規定するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第53号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における特定親族特別控除の創設、市たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第54号）

静岡市西ヶ谷総合運動場の第2駐車場を一部改修してローラースポーツパークを整備することに伴い、その利用料金について定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第55号）

道路法の規定に基づき、道路の占用入札制度を導入するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市林業センター条例を廃止する条例（令和7年静岡市条例第56号）

施設の老朽化に伴い、静岡市林業センターを廃止するため、本条例を廃止することとした。

条 例

静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和7年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第50号

静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、静岡市葵区東静岡一丁目地内に整備する静岡市アリーナ（以下「静岡市アリーナ」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項の公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項の実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 法第8条第1項の規定により静岡市アリーナの運営等（法第2条第6項の運営等をいう。以下同じ。）の業務（以下「静岡市アリーナ運営等業務」という。）を実施する選定事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書に静岡市アリーナ運営等業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に静岡市アリーナ運営等業務を実施できると認める者を選定事業者とする。

(1) 業務計画が静岡市アリーナ運営等業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 業務計画を適正かつ確実に実施するために必要な能力を有する者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(運営等の基準)

第3条 公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、次に掲げる基準により、静岡市アリーナ運営等業務を実施しなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に静岡市アリーナ運営等業務を実施すること。

(2) 静岡市アリーナを利用することについて、不当な差別的取扱いをしないこと。

(3) 静岡市アリーナ運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

2 静岡市アリーナの運営等その他必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、施設を利用させることその他の静岡市アリーナ運営等業務とする。

(利用料金)

第5条 静岡市アリーナの利用料金（法第2条第6項の利用料金をいう。以下同じ。）は、公共施設等運営権者が利用状況等を勘案し算定した上で、市長と協議して定めるものとする。

2 公共施設等運営権者は、利用料金を定めるときは、あらかじめ、市長に届け出るとともに、その額を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第51号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条 任命権者は、静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）第25条の2の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）静岡市職員の育児休業等に関する条例第25条の2の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
- 2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項第3号中「第18条」を「第19条」に改める。

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第52号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項及び第5項」に改める。

第22条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第23条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第23条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)
第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第53号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「府令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「府令」という。）」を「府令」に改める。

第19条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第26条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第27条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第27条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第19条の2中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第20条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化

の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に府令附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第31条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第31条の2 令和8年4月1日以後に第98条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第98条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第99条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第100条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第98条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- （1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを府令附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の府令附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - （2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第99条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第99条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第35条中「、第32項、第34項、第37項若しくは第38項」を「から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則第35条の2に次の1項を加える。

5 法附則第15条第41項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第35条の3中「附則第20条第15項」を「附則第20条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第19条、第26条第1項ただし書、第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第31条の次に1条を加える改正規定及び附則第8項の規定 令和8年4月1日

(3) 第7条及び第9条の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(個人の市民税に関する経過措置)

3 新条例第19条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用

については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

5 新条例第27条の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の静岡市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

6 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

7 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

8 次項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第31条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

9 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、第98条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第100条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第31条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）第100条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第31条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第31条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した

製造たばこの本数

- 10 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

- 11 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第54号

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）ローラースポーツパーク

別表第1の9その他の附帯設備の利用料金の限度額の表を10その他の附帯設備の利用料金の限度額の表とし、別表第1の8附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表中

「

	半点灯	1時間につき	2,610円	を
--	-----	--------	--------	---

」

「

	半点灯	1時間につき	2,610円	に
ローラースポーツパーク（専用利用に限る。）		1時間につき	70円	
ローラースポーツパーク（個人利用に限る。）		1時間につき	20円	

」

改め、同表を別表第1の9附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表とし、同表の前に次のように加える。

8 ローラースポーツパークの利用料金の限度額

利用区分		単位	金額
専用利用		1時間につき	750円
個人利用	一般	午前9時から午後9時まで	30円
	生徒等及び70歳以上の者		20円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 専用利用の利用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして算定する。
- 5 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 6 第6条第3項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 7 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 8 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第2条 静岡市総合運動場条例の一部を次のように改正する。

別表第1の8 ローラースポーツパークの利用料金の限度額の表中「750円」を「2,250円」に、「30円」を「90円」に、「20円」を「50円」に改める。

第3条 静岡市総合運動場条例の一部を次のように改正する。

別表第1の8 ローラースポーツパークの利用料金の限度額の表中「2,250円」を「5,000円」に、「90円」を「200円」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 令和7年9月29日
 - (2) 第2条の規定 令和7年12月1日
 - (3) 第3条の規定 令和8年4月1日

(施行前の準備)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市総合運動場条例別表第1の規定に基づくローラースポ

ーツパーク及び附帯設備の利用料金の設定、利用に係る許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、前項第1号に定める日前においてもこれを行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の静岡市総合運動場条例別表第1の規定に基づくローラースポーツパークの利用料金の設定、利用に係る許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、附則第1項第2号に定める日前においてもこれを行うことができる。

4 第3条の規定による改正後の静岡市総合運動場条例別表第1の規定に基づくローラースポーツパークの利用料金の設定、利用に係る許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、附則第1項第3号に定める日前においてもこれを行うことができる。

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第55号

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第1条中「徴収方法」の次に「並びに法第39条の2第5項の規定に基づき、市が条例で定める額」を加える。

第2条第1項中「次条」を「第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（占用入札における占用料の額の最低額）

第2条の2 法第39条の2第5項の条例で定める占用入札における占用料の額の最低額は、別表に掲げる占用物件の区分に応じて、それぞれ同表に定める占用料の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占用物件が第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用入札における占用料の額の最低額を前項に規定する額の範囲内において別に定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市林業センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年7月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第56号

静岡市林業センター条例を廃止する条例

静岡市林業センター条例（平成15年静岡市条例第207号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

規則

静岡市規則第78号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年6月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第8号の2中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市児童福祉法等施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第79号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年6月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1号中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2号中「別表第4」を「別表第6」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第3条第2項に掲げる者による保育の利用 別表第5に定める額

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業を利用することができるこども園)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定めるこども園は、別表第3に掲げるこども園とする。

別表第4中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表第6とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第5 (第8条関係)

区分	1人1時間当たりの 使用料
1 2、3、4及び5に掲げる者以外の保護者	300円
2 乳児等通園支援事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合における保護者	無料
3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度(乳児等通園支援事業を利用した月が4月から6月までの場合に	60円

<p>あつては、その前年度) 分の地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) を課されない者である場合における保護者 (前号に該当する場合を除く。)</p>	
<p>4 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割 (同法第328条の規定によって課する所得割を除く。) の額を合算した額が77,101円未満である場合における保護者 (前2号に該当する場合を除く。)</p>	<p>90円</p>
<p>5 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業に係る使用料を軽減することが適当であると認められる場合における保護者 (前3号に該当する場合を除く。)</p>	<p>150円</p>

別表第3中「第7条」を「第8条」に改め、同表を別表第4とし、別表2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条関係)

名称	所在地
静岡市立安倍口中央こども園	静岡市葵区安倍口団地3番1号
静岡市立中藁科こども園	静岡市葵区大原1237番地
静岡市立用宗こども園	静岡市駿河区用宗五丁目18番7号

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

静岡市規則第80号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年6月30日

静岡市長 難波喬司

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第8条の2第13項において準用する場合を」を「第4条の4の2及び第8条の2の2において準用する場合を」に、「省令第8条の2第13項において準用する場合に」を「法第18条第20項の規定により通知をする場合に」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第8条の2第17項」を「第4条の11の2及び第8条の2の2」に改め、同条第1号ア中「省令第8条の2第17項において準用する」を「法第18条第28項の規定により通知する」に改め、同号イ中「第8条の2第1項」を「第8条の2の2」に改める。

第7条中「並びに」を「及び」に改める。

第8条第2項中「(法第6条第1項若しくは)」を「(法第6条第1項又は)」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する調査項目等（法第12条第1項に規定する調査に係るものに限る。）は、次の表調査項目の欄に掲げる調査項目に応じ、同表調査方法の欄に掲げる調査方法により実施し、その結果が同表判定基準の欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同	常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。)の閉鎖又は作動の障害とな	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。

	じ。)又は戸 (政令第112 条第19項第2 号に掲げる戸 に限る。以下 この表におい て同じ。)	る物品の放置及び 照明器具、懸垂物 等の状況		
(2)		常閉防火扉の取付 けの状況	目視等又は触診に より確認する。	取付けが堅固でな いこと。
(3)		常閉防火扉、枠及 び金物の劣化及び 損傷の状況	目視等により確認 する。	変形、損傷又は著 しい腐食により遮 炎性能又は遮煙性 能(政令第112条第 19項第2号に掲げ る特定防火設備又 は防火設備に係る ものに限る。)に支 障があること。
(4)		常閉防火扉の固定 の状況	目視等により確認 する。	常閉防火扉が開放 状態に固定されて いること。
(5)		人の通行の用に供 する部分に設ける 常閉防火扉の作動 の状況	扉の閉鎖時間をス トップウォッチ等 により測定し、扉の 質量により運動エ ネルギーを確認す るとともに、必要に 応じてプッシュプ ルゲージ等により 閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる 防火設備等の構造 方法を定める件 (昭和48年建設省 告示第2563号)第 1第1号の規定に 適合しないこと。

			ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した調査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。
--	--	--	---

第12条第3号中「政令第16条第3項第2号の防火設備」を「随時閉鎖又は作動できる防火設備（防火ダンパーを除く。）」に改める。

第15条第1号中「法第43条第2項第1号」の次に「又は政令第137条の12第6項」を加え、同号の表中

「

2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各界の天井の高さ、床からの開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上	を
----------	--	----------	---

」

「

2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各界の天井の高さ、床からの開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上	に
既存不適格調書 (政令第137条の12第6項の規定による認定を受けようとする場合に限る。)	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項		

」

改め、同条第2号中「第44条第1項第3号」の次に「又は政令第137条の12第7項」を加え、同号の表中

「

日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置	200分の1以上

を

」

「

日影図(政令第137条の12第7項の規定による認定を受けようとする場合を除く。)	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図(政令第137条の12第7項の規定による認定を受けようとする場合を除く。)	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置	200分の1以上
既存不適格調書 (政令第137条の12第7項の規定による認定を受けようとする場合に限る。)	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

静岡市規則第81号

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年6月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（平成18年静岡市規則第179号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

被保険者証の記号及び番号（※）		保険者名及び番号（※）	
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援B型のサービス申請する者に限る。）			有・無

を

※ 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

」

「

障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービス申請する者に限る。）	有・無
--------------------------------------	-----

に、

」

「

<input type="checkbox"/> 同行援護	
-------------------------------	--

を

」

「

<input type="checkbox"/> 同行援護	<input type="checkbox"/> 就労選択支援
-------------------------------	---------------------------------

に

」

改め、同様式（裏）中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

様式第8号（十六）中

「

番 号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄	を
--------	-----------------------------------	---

」

「

番 号	生活介護・自立訓練・就労選択支援・ 就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄	に
--------	--	---

」

改め、同様式（十九）中「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」に改める。

様式第9号（表）中

「

被保険者証の記号及び番号（※）		保険者名及び番号（※）	
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。）			有・無

を

※ 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

」

「

障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービスを申請する者に限る。）	有・無
---------------------------------------	-----

に、

」

「

	<input type="checkbox"/> 同 行 援 護	
--	----------------------------------	--

を

」

「

	<input type="checkbox"/> 同 行 援 護	<input type="checkbox"/> 就 労 選 択 支 援
--	----------------------------------	--------------------------------------

に

」

改め、同様式（裏）中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

様式第28号中

「

		自 立 訓 練	年 月 日	付表 7 又は 8	を
		就 労 移 行 支 援	年 月 日	付 表 9	

」

「

		自 立 訓 練	年 月 日	付表 7 又は 8	に
		就 労 選 択 支 援	年 月 日	付 表 8 の 2	
		就 労 移 行 支 援	年 月 日	付 表 9	

」

改める。

様式第32号、様式第37号から様式第39号まで及び様式第43号中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第57号中

「

	氏 名		年 月 日	を
	被 保 険 者 証 の 記 号 及 び 番 号		保 険 者 名 及 び 番 号	

」

「

	氏 名		年 月 日	に、
--	-----	--	-------	----

」

「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号（裏）及び様式第9号（裏）の改正規定は令和7年7月1日から、様式第1号の改正規定（就労選択支援を追加する部分に限る。）、様式第8号（十六）の改正規定、様式第9号の改正規定（就労選択支援を追加する部分に限る。）及び様式第28号の改正規定は令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「新規則」という。）の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により交付されている旧規則第11条、旧規則第34条及び旧規則第46条の2の受給者証は、当該受給者に係る支給認定の有効期間の満了の日又は当該受給者証の再交付を受ける日までの間は、新規則の様式により交付された受給者証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第82号

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年6月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市待機児童園条例施行規則(平成27年静岡市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中、「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

条例第13条第1項第4号に規定する規則で定める使用料の額は、別表第2に定める額とする。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第7条関係)

区分	1人1時間当たりの 使用料
1 2、3、4及び5に掲げる者以外の保護者	300円
2 乳児等通園支援事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合における保護者	無料
3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度(乳児等通園支援事業を利用した月が4月から6月までの場合にあっては、その前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)を課されない者である場合における保護者(前号に該当する場合を除く。)	60円
4 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項	90円

第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が77,101円未満である場合における保護者（前2号に該当する場合を除く。）	
5 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業に係る使用料を軽減することが適当であると認められる場合における保護者（前3号に該当する場合を除く。）	150円

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。